

(案)

スマートフォン通信サービス利用契約書

那覇市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、乙が提供するスマートフォン端末、附属品、音声通話・データ通信サービス及びMDMサービス（以下「端末等」という。）の利用について、次のとおり契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

1 品名及び数量	別紙6「スマートフォン通信サービス利用契約」に関する仕様書のとおり
2 業 務 内 容	別紙6「スマートフォン通信サービス利用契約」に関する仕様書のとおり
3 納 入 期 限	令和8年●月●日
4 契 約 期 間	契約締結日から令和11年5月31日まで
5 契 約 金 額	¥ ●●●●ー（うち消費税及び地方消費税額¥●●●●）

【年度内別内訳】

令和8（2026）年度

初期費用（附属品及び契約に係る経費等）

¥ ●●●●ー（消費税及び地方消費税込み）

令和8（2026）年度（令和8年6月1日から令和9年3月31日まで）

月額（17回線） ¥ ●●●●ー（消費税及び地方消費税込み）

令和9（2027）年度（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）

月額（17回線） ¥ ●●●●ー（消費税及び地方消費税込み）

令和10（2028）年度（令和10年4月1日から令和11年3月31日まで）

月額（17回線） ¥ ●●●●ー（消費税及び地方消費税込み）

令和11（2029）年度（令和11年4月1日から令和11年5月31日まで）

月額（17回線） ¥ ●●●●ー（消費税及び地方消費税込み）

5 納入場所	那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所2階 福祉部 保護管理課
--------	-----------------------------------

[契 約 条 項]

(契約の趣旨)

第1条 乙が甲に提供する端末等の利用契約については、この契約条項によるものとする。

(法令等の順守)

第2条 甲及び乙は本契約に基づき実施するすべての事項において、日本国国内法令並びに那覇市条例及び規則等を遵守し、これに違反してはならない。

(料金の請求および支払)

第3条 本契約における端末等の利用契約に係る初期費用は、別途一括で請求の上、支払うものとする。端末等の利用に係る通信費の支払いは月払いとし、使用月の翌月に請求を行うものとする。

2 甲は、前項の規定により、適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

(遅延利息)

第4条 甲の責めに帰すべき事由により、約定の期日までに請求額の支払いをしない場合における遅延利息の額は、遅延日数に応じ、当該未払い額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額とする。ただし、その約定の期日までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、特に定めのない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に参入せず、又は遅延利息を支払う日数として計算しないものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号。以下「契約規則」という。）第30条第12号の規定により免除する。

(納入)

第6条 乙は端末等の納入に際し、あらかじめ指定した附属品の装着、必要なアプリケーションのインストール、端末の初期設定を行ったうえで納入するものとする。

(検査)

第7条 甲は、乙が端末等を納入した時に、端末等が正常に作動にするか検査を行わなければならない。

2 端末等の不具合により検査が不合格となったときは、乙は速やかに不具合の補正を行い、再検査を受けなければならない。

(サポート対応)

第8条 端末の盗難、紛失又は故障が生じたときの対応は、別紙6「スマートフォン通信サービス利用契約」に関する仕様書に基づき甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第9条 本契約の遂行における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び別紙7「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。

(契約の解除等)

第10条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、なんらの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 第2条に記載された法令順守ができなかった場合

(2) 重大な過失又は背信行為があった場合

(3) 支払の停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生法手続開始、会社更生法手続開始、特別清算開始の申立があった場合

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(5) 公租公課の滞納処分を受けた場合

(6) その他前各号に準ずるような本契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合

2 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間にこの契約に係る物品等の賃貸借契約その他の契約を締結する者が、暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(那覇市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したとき、この契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第11条 甲又は乙が本契約の債務不履行により、相手方に損害を与えた場合は、甲乙は損害の回復について誠意をもって協議するものとする。

- 2 甲又は乙が本契約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合は、甲又は乙は、本契約の解除の有無に関わらず、相手方に対して損害賠償を請求できるものとする。ただし、間接損害、又は当事者の責に帰することができない事由によって生じた直接損害については、賠償責任を負わないものとする。
- 3 前項の損害賠償の額については甲乙協議のうえ定めるものとする。

(契約不適合責任)

- 第12条 納入された端末等に不適合があった場合、甲は乙に対して不適合がある事を知ったときから1年間、補修、代品の提供等必要な措置を請求することができる。
- 2 前項の措置に関する経費は、乙の負担とする。
 - 3 1項にかかわらず、甲がその契約不適合の存在を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、補修、代品の提供等の請求及び損害賠償の請求をすることができない。
 - 4 前項の規定は、納入物を甲に引き渡したときにおいて、乙がその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しないものとする。

(権利譲渡の禁止)

- 第13条 甲及び乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、甲から書面による事前の承諾を受けたときはこの限りでない。

(特約事項)

- 第14条 本契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成21年那覇市条例第41号)第2条第1号の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算の減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

(合意管轄)

- 第15条 本契約に関する甲乙間の紛争については、那覇地方裁判所を第1審の合意管轄裁判所とする。

(その他)

- 第16条 この契約に定めない事項及びこの契約の条項に疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和8（2026）年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙